

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

北京レポート：17期三中全会の「農村改革推進に関する若干の重大問題の決定」について

中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議(以下は三中全会)は、「農村改革推進に関する若干の重大問題の決定」を採択し、12日にその幕を閉じた。今回の農村を重視する姿勢は、30年前の改革・開放路線のきっかけとなったもう一つの「三中全会」を想起させるものでもあった。また、三中全会に先立ち9月30日に、胡錦濤国家主席は30年前の初の生産請負制を敢行した安徽省鳳陽県小崗村を視察し、土地請負制の長期化だけでなく農民の土地使用権のさらなる流通容認などの異例の発言を行った。共産党指導部にとって、内外の経済情勢が懸念材料を増す中、農村問題は所得格差の問題だけでなく、政権の安定や内需の拡大にも関わる極めて重要な問題である。本レポートでは、三中全会の内容について、公表されているものを調査し、農村問題について分析を加えてみたい。

三中全会30年の歩み

| 歴代の3中全会 | 時期 | 採択した党議或いは綱領 | 意義 |
|---------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 第11期 | 1978年12月 | 『農村生産請負制』 | 中国経済体制改革の幕開けに |
| 第12期 | 1984年10月 | 『経済体制改革に関する決定』 | 改革の中心を農村から都市へ転換 |
| 第13期 | 1988年9月 | 経済環境の改善・経済秩序の建て直し及び改革の加速に関する指導方針 | 改革の重点を①経済環境の見直し、②経済秩序の回復に集中 |
| 第14期 | 1993年11月 | 社会主義市場経済体制による国家の資源配分の役割を強調 | 国有企業の改革の推進と、現代企業制度への構築を言及 |
| 第15期 | 1998年10月 | 『農業・農村工作の若干重大問題の決定』 | 2010年まで社会主義新農村の実現を目標に |
| 第16期 | 2003年10月 | 『市場経済体制に関する若干問題の決定』 | 科学発展観に基づき、健全な社会主義市場経済体制構築に新たな方法論を提示 |

出所：各種報道に基づき、当行加筆修正

一、会議の内容

1. 共同コミュニケ

会議終了後に発表されたコミュニケをみると(下記の骨子をご参照)、都市・農村の二元構造を打破する都市・農村一体化や農民の所得倍増及びセーフティーネットの充実が打ち出された。

中国経済のマクロ情勢は良好である。経済は安定的な成長を維持しており、金融運営は安定的かつ健全で、経済のファンダメンタルズは変わっていない。

2020年までの農村改革発展の目標は、①農村経済体制を健全化し、都市・農村社会の一体化を構築すること、②現代農業の建設は明確な進展を遂げ、農業の総合生産能力を明確に向上させ、国家の食糧安全と主要農産物の供給を確実に保障すること、③農民一人当たり所得を08年より倍増させること、農民の消費水準を大幅に向上させると同時に、絶対的貧困をほぼ根絶すること、④農村基礎組織の構築を強化し、村民自治制度を完備し、農民の民主権を確保すること、⑤都市・農村基本公共サービスの一体化を実現し、農民の基本文化權益を着実に改善し、農民に質のよい教育機会を提供すること、⑥農民の住宅環境と生活環境を改善すること、農村の基本医療衛生体制、社会管理体系を健全化すること、⑦資源節約型、環境にやさしい農村生産体制をほぼ形成し、持続可能な発展の能力を増強すること。

2.「農村改革推進に関する若干の重大問題の決定」

「農村改革推進に関する若干の重大問題の決定」¹の全文は、19日に新華社通信によって発表された。内容は主に以下の通り。

- ✓ 農民の利益を損なわず、土地の集団所有制と土地の用途を変えないことを前提に、農民の土地使用権の払下げ、株式化、交換、貸与、譲渡を容認すること。
- ✓ 農民が多様な形で政府許可の農村集団土地を経営・開発用地として使用することを奨励すること。今後、都市・農村統一の開発用地の取引市場を構築すること。
- ✓ 中小都市の戸籍制度管理を緩和すること。都市で安定した職業と居住条件を有する農民に都市住民の戸籍を与えること。
- ✓ 人民代表の選出について、今後、農村と都市が同様の人口割合で人民代表を選ぶこと。
- ✓ 農村からの労働者に、都市住民と同様の労働報酬、子女の教育、公共衛生、不動産の購入・賃貸などの権利を享受させること。

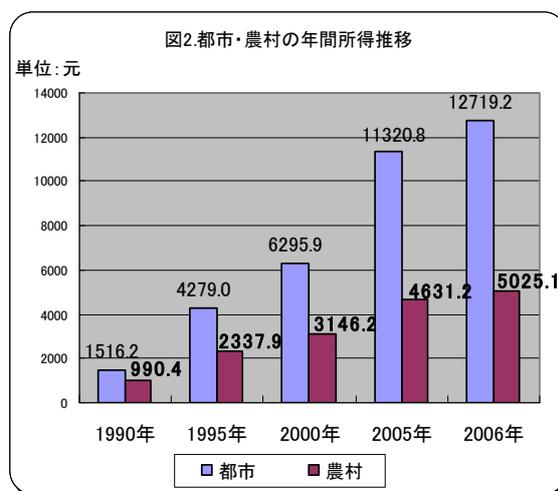
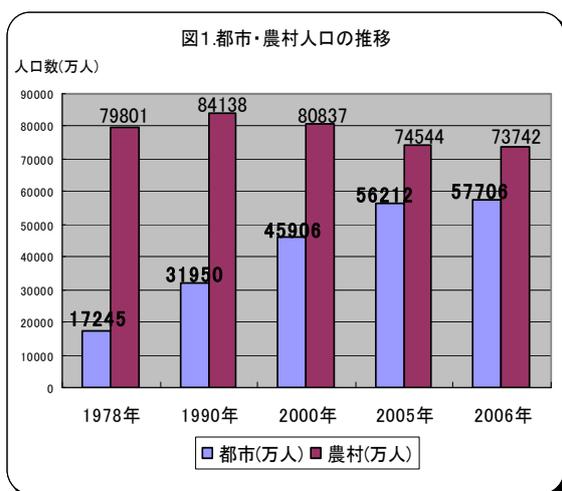
二、農村の土地問題

1.「二元構造」がもたらした弊害

土地公有制を採っている中国では、都市の土地が国有であるのに対し、農村(都市郊外地域も含む)の土地は集団所有である。土地管理法は集団用地を農業以外の開発に使用する場合、国が一度国有地として取り上げると規定している。そして、都市の国有地と農村の集団土地の買い取り価格を別々に扱う二元構造の下で、農民は極めて不利な立場に追い込まれている。実際の現場では、村と郷の幹部らが土地使用権の分配を決める村民委員会を牛耳り、農業の大規模経営のもとで耕地を乱用し、さらに業績をむやみに追求する地方政府は、不動産開発や外資誘致のため、不当な集団用地の徴収や工業用地の買い占めを行い、社会問題の温床になっている。陳錫文・中央農村指導グループ弁公室副主任は「中国農村で年間約数万件の暴動やデモ事件が起きているが、その5割は土地の徴収に関わる事件である」と指摘している。

2. 90年代以後の都市・農村格差の拡大

中国では、戸籍制度上、農村・都市間の移動が制限されていることに加え、農村が都市ほど、しっかりと社会保障、教育、医療などの基本的な保障を受けられないのが実情である。特に、ここ30年の改革開放に伴った工業化の進行は、急激な都市化をもたらすとともに、都市と農村の格差を深めてきた。この30年間、農村の人口増加は横ばいになっているものの、都市人口が78年の1億7,245万人から06年の5億7,706万人まで急増し、農村の人口数とほぼ互角の状況になっている(図1をご参照)。また、都市の平均所得と農民の平均所得の差も、90年の526元から06年の7,694元まで拡大し、所得の格差は2.5倍となっている(図2をご参照)。

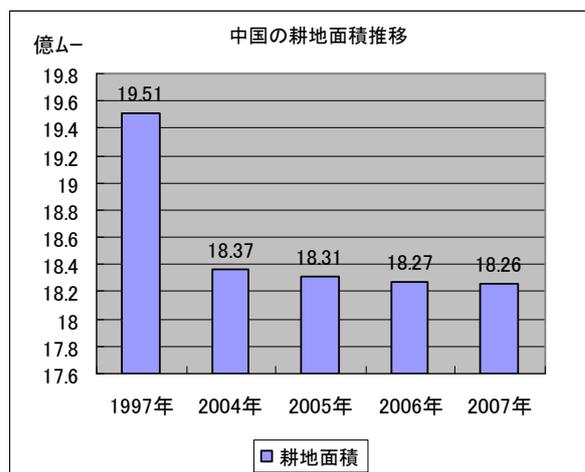


¹ 『農村改革推進に関する若干の重大問題の決定』の全文は下記のリンクにてご覧頂けます。

http://news.xinhuanet.com/newscenter/2008-10/19/content_10218932_1.htm

3.食糧供給の安全に関わる耕地減少問題

97年から07年までのわずか10年で、耕地の面積は当初より1億2,500万ムー(注:1ムーは666.67平方メートル)減少した。耕地減少の主因は主に都市化にあるが、これらの土地のうち、不法徴収によるものが大きいとの指摘もある。農地の不法徴収は農民の利益を侵害するだけでなく、中国の食糧の安全を危うくしつつあり、『決定』の中でも触れられているように、そのためにも18億ムーの耕地面積最低ラインを守る必要性を指摘している。



コメント

1978年の三中全会で農村土地請負制度が決められて以来、30年ぶりに農村土地改革が再議論され、農村土地使用権の流通化が決定された。

「農村改革推進に関する若干の重大問題の決定」発表のタイミングは、閉幕日の13日ではなく、一週間遅れの19日となったが、「土地の社会主義公有制の根幹を揺るがす」との反対意見もあったため、党議決定の合意を形成させるまでに時間が掛かったものと見られる。前述のように、農民に自由な土地流通権を与えると、中国封建時代の土地を失った農民のイメージに結びつきやすいが、今後の大規模農業経営とそれに伴う余剰労働力の都市への移動を前提とした場合、年金などの社会保障が充実していない農村では農民が土地使用権の転売による収益を一種の老後の生活費として使い、また、工業やサービスなどの都市非農業部門への移転が可能のため、決して封建時代への逆戻りではないとの見方もある。

17 期中三中全会が打ち出した農村改革の意義を簡単に纏めると、以下の四つとなる。

- ① 農民所得の増加、ひいては内需拡大に寄与できる。欧米景気の減速の輸出への影響が大きく、都市部住民の需要を拡大するには限界があり、いかにして7億の人口を有する農民消費を増やせるかが今後ますます喫緊の課題となってくる。
- ② 農業生産規模の拡大と生産性向上に寄与できる。実質の土地私有化とみなされる土地使用権永久化への具体的な決議はないものの、農村改革の第一歩として、政府は、農地使用権の取引所を設置し、農民の土地使用権の流通を容認し、農業大規模経営への転換を切り開く形になった。今後、中国の都市・農村一体化の総合改革テスト区域に指定された成都市は農村専門の「農村財産権取引所」を設立し、全国に先駆けて農村土地使用権取引などが試行される。
- ③ 都市化を加速する。国家統計局によると、2006年末現在の中国都市人口は5.77億人、都市化率は43.9%である。2050年に中等先進国の都市化水準(70%~80%)を達成させるには、農民の都市への移転を加速させなければならない。土地使用権の流通化はこの動きに拍車をかけることとなるが、受け皿としての都市部のインフラ整備、保障体制、医療体制の更なる充実が求められ、都市部に新たな需要を作り出すことも予想される。
- ④ 食糧の確保と国力の底上げを図り、政権の安定運営に寄与できる。21世紀に入り、各国の資源獲得争いが激しくなり、耕地面積の最低ラインの死守を打ち出したのも、何とか食糧の自給率を維持したいという危機感の表れでもある。近年、都市と農村の格差が深刻化し、農民の暴動や絶えず発生するデモは社会問題にまで発展し、対応を誤れば、農民の反発が政権を存亡の危機にもさらす恐れがある。もちろん戸籍制度の緩和や選挙権の拡大を含む都市住民と同様の市民権を享受させることは、都市既得権階層の反発を受けることになるが、和諧社会の構築を打ち出した共産党政権にとって、反発を押し切ってあえて農村改革を敢行し、政権安定を図ることは最優先の課題であるに違いない。

(三菱東京UFJ銀行(中国) 企画部 北京業務グループ 調査課 龔科)

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW: 過少資本税制関連の新規定

最近公布された、国際課税に関連する表題の規定について解説します。

1. 過少資本税制の税法本則及び同細則の規定

企業所得税法及び同実施条例の過少資本税制に関する条文は以下のものです。

企業所得税法 第四十六条 企業がその関連者から受ける債権性投資(債務)と資本投資(出資)の比率が、規定の比率を超過する場合における超過部分に相当する利息支出は、課税所得額を計算する時に損金計上してはならない。

同実施条例 第一百九条 企業所得税法第四十六条に規定する債権性投資(債務)とは、企業が直接的或いは間接的に関連者から得るものであり、元金の返済及び利子の支払い、或いはその他の支払利息の性質を有する方式により補償する必要がある融資を指す。

企業が間接的に関連者から受ける債権性投資は以下のものを含む。

- (一) 関連者が独立第三者を通じて提供する債権性投資
- (二) 独立第三者が提供するが、関連者が担保し、更に連帯責任を負う債権性投資
- (三) その他間接的に関連者から取得する実質的に負債とみなされる債権性投資

企業所得税法第四十六条に規定する資本性投資(出資)とは、企業が受け取る返済不要元金及び支払利息であり、投資者が企業純資産に対し所有権を有する投資を指す。

企業所得税法第四十六条に規定する基準とは、国务院財政、税務主管部門が別途規定する。

中国企業所得税法における過少資本税制は、関連者からの借入金の一定比率を超える部分に該当する利息支出を損金不算入とするところに特徴があります。

2. 新通達の内容

9月23日に公布された個別通達(財税[2008]121号)では、金融業における関連者借入金と資本金の比率を5:1、その他業種における同比率を2:1と決めました。

現行の外資企業法、合併企業法等に規定される総投資額と資本金の比率は最も乖離する場合において3:1、(総投資額-資本金)=借入金ですので、借入金:資本金の比率に置きなおすと2:1となり、投資関連法規においても、借入金に依存する法人の設立・運営ができないこととなっているため、外資系企業に対する直接的な影響はないはずといえます。

実施条例では、企業が関連者から間接的に借入れる場合も、過少資本税制の適用対象となる関連者借入金と規定されていますので、銀行委託貸付・借入についても当通達に規定する比率が適用されます。当通達の関連者借入と資本金は、個々の出資者毎の出資額と借入金の比率を比較するというものではなく、全ての関連者からの借入金総額が資本金の2倍を超過していなければ、合理的な利息支出は全額損金算入できる、といえます。

国内関連者からの借入金については上記比率に関係なく、独立企業原則に合致する合理的な利息支出であるか、或いは支払側企業に適用される企業所得税率が受取側の企業所得税率よりも低い場合においては、実際に支払う利息支出全額を損金算入できます。これは、国内企業間であれば合理的な利子水準である限り、或いは税率が高い方の課税所得が増加する限りにおいては、税の流出が生じないという判断からです。

この他、金融業と非金融業を兼業する企業においては、利息支出は区分計算することとされ、区分計算できない場合には、全ての借入利息の損金算入基準は、2:1の比率に基づき計算しなければならないとされます。

関連企業間資金貸借が独立企業原則に合致しない利子水準で取引された場合において、利息の支払側が過少資本税制の適用を受け、支払利息の一部が損金不算入となった場合においても、利息の受取側においては受取利息の全額を課税所得としなければなりません。

多くの外資系企業に直接的な影響はないと思われる当通達ですが、投資関連法規の緩和傾向にある最近のトレンドにおいて、将来の投資プロジェクト採算の計算において考慮すべき規定といえるでしょう。

3. 通達全文

企業関連者への利息支出の損金計上基準における税收政策問題に関する財政部、国家税務総局通知 財稅[2008]121号（2008年9月23日）

企業の利息支出の損金計上を規範化し、企業所得税の管理を強化するため、「中華人民共和国所得税法」（以下、税法）第46条及び「中華人民共和国企業所得税實施條例」（國務院令第512号、以下、實施條例）第119条の規定に基づき、企業の関連者への利息支出の損金計上の政策問題を下記の通り通知する。

一、納税所得額の計算において、企業が実際に関連者に支払う利息支出が下記に規定する比率を超えない場合、税法及び實施條例の規定に基づき計算される限りにおいて損金計上できる。当該比率を超過する場合における超過部分に相当する利息支出は、発生当該年度及び将来年度において損金計上してはならない。企業が関連者に実際に支払う利息支出は、当通知の第2条に該当する場合を除き、関連者借入と資本金の比率は以下のとおりとする。

(一) 金融業 5:1

(二) その他 2:1

二、企業が税法及び同實施條例の規定に基づき関連資料を提出することができ、且つ関連取引が独立企業原則に合致している場合、或いは当該企業の実際税率が国内関連者の実際税率を下回る場合には、国内関連者に支払う利息支出の全額を課税所得計算において損金算入することができる。

三、企業が金融業と非金融業を兼業している場合、関連者に支払う利息支出実額を、合理的な方法により按分計算する。合理的な方法のより按分計算できない場合には、当通知第1条に定める、『その他』の企業の比率に従い、損金算入できる利息支出を計算する。

四、企業がその関連者から受取る規定に合致しない利息収入は、関連規定に従い企業所得税を納付する。

財政部、国家税务总局关于企业关联方利息支出税前扣除标准有关税收政策问题的通知 財稅[2008]121号（2008年9月23日）

为规范企业利息支出税前扣除，加强企业所得税管理，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称税法）第四十六条和《中华人民共和国企业所得税法实施条例》（国务院令 第512号，以下简称实施条例）第一百一十九条的规定，现将企业接受关联方债权性投资利息支出税前扣除的政策问题通知如下：

一、在计算应纳税所得额时，企业实际支付给关联方的利息支出，不超过以下规定比例和税法及其实施条例有关规定计算的部分，准予扣除，超过的部分不得在发生当期和以后年度扣除。

企业实际支付给关联方的利息支出，除符合本通知第二条规定外，其接受关联方债权性投资与其权益性投资比例为：

(一) 金融企业，为 5:1；

(二) 其他企业，为 2:1。

二、企业如果能够按照税法及其实施条例的有关规定提供相关资料，并证明相关交易活动符合独立交易原则的；或者该企业的实际税负不高于境内关联方的，其实际支付给境内关联方的利息支出，在计算应纳税所得额时准予扣除。

三、企业同时从事金融业务和非金融业务，其实际支付给关联方的利息支出，应按照合理方法分开计算；没有按照合理方法分开计算的，一律按本通知第一条有关其他企业的比例计算准予税前扣除的利息支出。

四、企业自关联方取得的不符合规定的利息收入应按照有关规定缴纳企业所得税。

（翻譯文責：NERA エコノミックコンサルティング 鈴木康伸）

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆1-9月の主要経済指標: 国家統計局が20日発表したデータに拠ると、1-9月のGDP成長率は9.9%と前年同期比2.3ポイント下落した。7-9月に限ってみると9.0%と、第1四半期の同10.6%、第2四半期の同10.1%からさらに鈍化した。消費者物価指数(CPI)は前年同期比7.0%増と、マクロ政策の効果と国際的な一次産品価格の下落等により上昇幅の低下が続いている。社会消費財小売総額は同22.0%増の77,886億元と都市部の好調な消費により増加ペースは加速した。当局は、世界経済の減速が明らかな中、中国経済の成長維持のために、今後も柔軟且つ慎重なマクロ政策を打ち出していくとした。

◆玩具輸出の伸び鈍化: 税関が13日に発表した統計によると、1-7月の玩具の輸出伸び率は大幅に下落し、前年同期比22.7ポイント減の2.1%増となった。原材料高、労働コストアップ、人民元高、輸出還付率引下げ、輸出向け製品の品質検査費用の増加等が背景に見られ、特に対米輸出の減少が顕著となった。また、輸出実績のあった企業数は3,507社で同52.7%減少した。政策変更、環境変化に対応できない零細企業の多くが苦境に立たされているという。

◆不動産市場梘子入れ策で内需拡大: 財政部と人民銀行は22日、不動産市場の梘子入れ策を発表した。住宅購入時の契約税、印紙税の一部減免、住宅ローンの金利下限、頭金の引き下げや、個人の不動産売却者に対する印紙税、土地増値税を免除するもの。また、5月以降、成都、南京、北京、杭州、上海等各地地方政府が低迷する不動産市場の安定化のために独自に打ち出した住宅取引支援策を追認した。当局は、世界的な金融危機の影響に対応すべく、不動産市場の支援による住宅関連内需の拡大が目的としている。

【産業】

◆1-9月自動車生産・販売の伸び鈍化: 中国自動車工業協会が14日発表した統計によると、1-9月の自動車生産台数は前年同期比12.35%増の731.31万台、販売台数は同11.94%増の722.92万台と、共に700万台を突破した。中でも乗用車の伸びが堅調で、特にSUVが好調という。但し、7-9月は、生産・販売台数が4-6月比で約2割減少しており、自動車市場の今後の情勢は厳しいとしている。

【金融】

◆人民銀行定例会議 柔軟且つ慎重な政策を強調: 人民銀行貨幣政策委員会は10日、第3四半期定例会議の開催内容を発表した。前期定例会議が目標とした「物価上昇抑制」、「小企業支援拡大」等の政策方針に対し、今回は世界的な金融危機の中国経済に与える影響を懸念し、中国経済が全体的には良好な情況にあるとしながらも、今後の金融政策については内外情勢に応じた柔軟且つ慎重な対応が課題とした。また、改めて内需拡大の必要性を強調した。

<2008年1-9月の主要経済指標>

| 項目 | 金額 | 前年同期比 |
|----------------|------------|-------|
| 国内総生産GDP | 201,631億元 | 9.9% |
| 第一次産業 | 21,800億元 | 4.5% |
| 第二次産業 | 101,117億元 | 10.5% |
| 第三次産業 | 78,714億元 | 10.3% |
| 固定資産投資 | 116,246億元 | 27.0% |
| 工業生産(付加価値ベース)* | | 15.2% |
| 社会消費財小売総額 | 77,886億元 | 22.0% |
| 貿易総額 | 19,671億米ドル | 25.2% |
| 輸出 | 10,741億米ドル | 22.3% |
| 輸入 | 8,931億米ドル | 29.0% |
| 貿易収支 | 1,810億米ドル | ▲2.5% |
| 対内直接投資(実行ベース) | 744億米ドル | 39.9% |
| 消費者物価上昇率(CPI) | | 7.0% |
| 外貨準備高 | 19,056億米ドル | 32.9% |
| 都市住民可処分所得 | 11,865元 | 14.7% |

*: 独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象
(出所: 国家統計局等の公表データ)

人民元の動き

| 日付 | Open | Range | Close | JPY | | HKD | | EUR | | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 | 前日比 | |
|------------|--------|---------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-------------|------------|---------|--------|
| | | | | 前日比 | Close | 前日比 | Close | 前日比 | Close | | | | |
| 2008.10.13 | 6.8340 | 6.8241~6.8340 | 6.8258 | -0.0099 | 6.7820 | -0.1131 | 0.8792 | -0.0016 | 9.3054 | 0.0148 | 3.3300 | 2177.92 | 76.62 |
| 2008.10.14 | 6.8250 | 6.8240~6.8390 | 6.8390 | 0.0132 | 6.6817 | -0.1003 | 0.8805 | 0.0014 | 9.3431 | 0.0377 | 3.1500 | 2118.79 | -59.13 |
| 2008.10.15 | 6.8300 | 6.8284~6.8491 | 6.8320 | -0.0070 | 6.7453 | 0.0636 | 0.8801 | -0.0004 | 9.2820 | -0.0611 | 3.2400 | 2095.04 | -23.75 |
| 2008.10.16 | 6.8350 | 6.8240~6.8385 | 6.8297 | -0.0023 | 6.7990 | 0.0537 | 0.8808 | 0.0007 | 9.2089 | -0.0731 | 3.2000 | 2006.26 | -88.78 |
| 2008.10.17 | 6.8346 | 6.8311~6.8397 | 6.8340 | 0.0043 | 6.7523 | -0.0467 | 0.8806 | -0.0002 | 9.1864 | -0.0225 | 3.0500 | 2028.03 | 21.77 |

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元は前週末比小幅高となる6.8340でオープン。欧米を中心に各国の金融安定化策が発表される中、中国国内の為替市場では様子見ムードも漂い総じて小動きとなった。15日には実需筋による大口のドル買いに一時、週間安値となる6.8491まで急落する場面が見られたものの、すぐに6.83台まで反発しており後半にかけては6.82台後半から6.84の狭いレンジ内取引となり結局6.8340で越週した。中国共産党中央委員会第三回総会を経て、「経済成長を順調に維持する為、国内需要の促進に努める」等、内需拡大を重視する発言が相次ぎ、今後の内需拡大に向けた政策発表が注目される。発表された9月の貿易統計は外需の低迷にも関わらず輸出は前年同期比+21.5%と前月(同+21.1%)を上回る伸びとなり、貿易黒字幅は単月では過去最高の293億米ドルになった。世界的な景気後退懸念が煽る中、中国の輸出も今後の減速が予想されるものの、輸入の多くが輸出の為の中間財輸入であることを鑑みると、輸出減速に伴い輸入も相応に減速し、当面の貿易黒字基調は維持されるだろう。来週も株価など海外市場動向に注目が集まるが、金融不安が完全に払拭されない中、人民元為替相場は今週も様子見ムードの中、小幅な値動きとなるのが予想される。尚、発表された第3四半期GDPは前年同期比+9.0%と前期の同10.1%から減速し、2005年第4四半期以来となる一桁台の成長率に留まった。世界的に見れば依然として高い成長率を維持しているものの世界経済減速の影響も出始めており、今後の指標が注目される。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。